

社会保険と国民健康保険の違い

● 社会保険とは

企業に雇用される従業員が、病気やケガ・死亡・出産・失業などの際に利用できる公的制度のことです。会社で働く従業員は、原則として「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」「労災保険」の4つ制度によって、さまざまなリスクから生活を保障されています。

「健康保険」は、企業に加入義務がある公的医療保険の代表的なもので、病気やケガ・死亡・出産に対するリスクをカバーし、医療費の負担軽減、傷病手当金や出産手当金・出産育児一時金、葬祭費など、その給付も手厚いものになっています。

健康保険に加入する従業員(任意継続者)は「被保険者」と呼ばれ、被保険者本人とその扶養家族は加入している健康保険の各種制度を利用することができます。

● 国民健康保険とは

市区町村によって運営されている医療保険制度です。日本の医療保険制度は「国民皆保険」が原則となっており、国内に住所があれば公的医療保険制度のいずれかに加入しなければなりません。したがって、自営業者や無職の方など、サラリーマンのように健康保険に加入していない方は、国民健康保険に加入するのが一般的です。

国民健康保険の特徴は、出産手当金や傷病手当金の制度は原則としてなく、保険料は加入者本人が負担し、被扶養者という概念がないことなどがあげられます。そのため、扶養する家族がいる場合には、その家族の分の保険料の支払いが必要です。

社会保険から国民健康保険への切り替えのタイミング

● 退職(任意継続終了)すると、健康保険の被保険者の資格喪失の手続きを行います。したがって、社会保険から国民健康保険に切り替えるタイミングは「退職後」(資格喪失後)です。

国民健康保険の加入日は会社退職日(資格喪失日)の翌日、つまり、社会保険の資格喪失日から加入しなければなりません。切り替え手続きの期限は14日以内です。

社会保険から国民健康保険への切り替え手続きを忘れてしまった場合、保険証は使えないため、病院にかかった場合は医療費を十割(100%)で支払わなければならなくなります。国民健康保険の保険証は手続きをすれば即日発行されることが多いですが、郵送で保険証を交付する市区町村もあります。手続きの重要性をよく理解しておきましょう。

仮に切り替えの手続きが間に合わなかったとしても、退職日(資格喪失日)の翌日から国民健康保険に加入することになり、翌日にさかのぼって保険料を請求されますのでご注意ください。

社会保険から国民健康保険への切り替えるための手続き方法

- 国民健康保険加入の手続きは、必要書類を準備し住所地の市区町村の役所窓口で本人が行います。

以下の書類を準備して市区町村窓口で手続きを行います。

- ① 国民健康保険資格取得届(市区町村によって様式は異なります)
※ 多くの場合、市区町村のホームページからダウンロードすることが可能です。
- ② 健康保険資格喪失証明書(会社、健康保険組合で発行する退職日を証明する書類)
- ③ 本人確認ができる書類
※ 本人確認書類は、写真付きであれば問題ありません。写真付きの身分証明書がない場合、年金手帳・年金証書・母子手帳・学生証・社員証・キャッシュカード等、氏名・住所・生年月日が記載された証明書の中から2つが必要となります。
- ④ マイナンバー確認書類(世帯主や家族など届け出をする方全員分必要)

詳しくは、住所地の役所窓口へお問い合わせください。